

# 令和7年（2025年）不当労働行為救済申立審査期間の目標達成状況等の公表

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和7年（2025年）における不当労働行為事件の審査の期間目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和8年（2026年）1月8日

熊本県労働委員会会長 村田晃一

## 1 審査の目標期間

申立てから命令書交付までの目標期間を1年としている。

## 2 目標の達成状況及び審査の実施状況

No.	事件番号	申立年月日 ----- 終結年月日	処理 日数	申立事項	終結状況	調査・審問 の回数
1	令和7年 (不) 第1号	令和7年（2025 年）1月27日 ----- 令和7年（2025 年）11月27日	305日	①組合の質問事項等に対して、団交の予定日よりも遅くとも7日以上前には回答し、組合に十分な協議をする時間的余裕を与えること。 ②速やかに団交を再開すること。 ③議題に応じて組合が求める者を団交に参加させること。 ④上部団体の学内立入り時間を制限せず、組合と上部団体の打合せの時間を十分保障すること。 ⑤組合が学内の適切な場所で会議や打合せができるよう配慮すること。 ⑥組合と上部団体との関係を理解して対応すること。 ⑦組合に謝罪すること。	命令書交付 (一部救済)	調査 申立て人3回 被申立て人3回 審問 0回